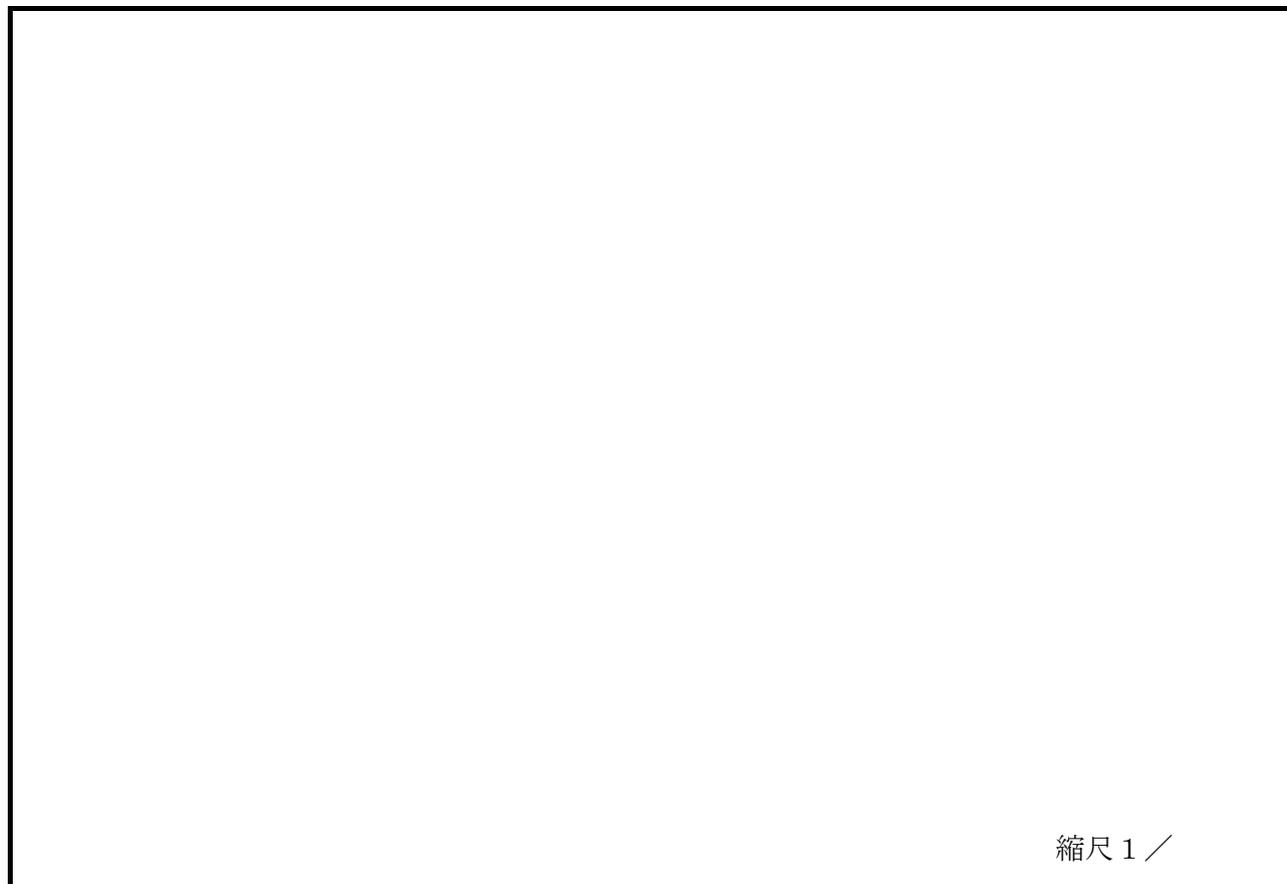


様式第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



① 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載すること。図面の縮尺は、原則として敷地が 100 h a 未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100 h a 以上 500 h a 未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500 h a 以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度とすること。

② 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較できるように明示すること。

(凡 例)

| 施設 の 名 称 | 色 彩 | 増 設 | 廃 止 | 既 存 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 生 産 施 設 | 青 | | | ■ |
| 緑 地 | 緑 | | | ■ |
| 緑地以外の環境施設 | 黄 | | | ■ |

③ 各建築物の建築面積一覧表を添付するか、又は図面の余白に記載すること。

④ 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付すること。